

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	事業担当	契約の相手方	契約金額 (円)税込	契約日	随意契約理由	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	はしご車分解整備	37:自動車修理	消防局	(株)モリタテクノス	19,872,000	平成27年7月16日	契約の性質または目的による場合	G31	
2	メインストレッチャー修繕	27:医療用機器	消防局	日本船舶薬品(株)	3,118,176	平成27年8月7日	契約の性質または目的による場合	G31	
3	分光光度計 ほか2点 修繕	28:理化学機器	水道局	(株)島津アクセス	3,348,000	平成27年8月20日	契約の性質または目的による場合	G31	
4	食道閉鎖式エアウェイ(LTS)買入	27:医療用機器	消防局	(株)アダチ	4,685,040	平成27年9月9日	契約の性質または目的による場合	G30	
5	心電図モニター用バッテリーほか1点 買入	27:医療用機器	消防局	(株)アダチ	3,943,728	平成27年9月9日	契約の性質または目的による場合	G30	
6	免税軽油(給油施設分)第3四半期 買入(単価契約)	33:石油類	複数局	港石油(株)	74,520	平成27年9月24日	契約の性質または目的による場合	G30	
7	はしご車伸縮装置等分解整備	37:自動車修理	消防局	(株)モリタテクノス	5,724,000	平成27年9月29日	契約の性質または目的による場合	G31	

1

随意契約理由書

1 案件名称

はしご車分解整備

2 契約の相手方

(株)モリタテクノス 西日本営業部

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び消防関係法令に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は(株)モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記(株)モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は(株)モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6191）

2

随意契約理由書

1 案件名称

メインストレッチャー修繕

2 契約相手方

日本船舶薬品(株)

3 随意契約理由

救急車に搭載されているメインストレッチャーは、搬送される傷病者が直接乗車する部分にあたり、その安全性の確保は必須である。従ってメインストレッチャーを分解・点検・修理する場合は、使用する部品の品質や安全性が保証されており、また構造・特徴を十分に理解したうえで整備する必要がある。

当該メインストレッチャーを製造したファーノワシントン社(以下「メーカー」という。)は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社を日本国内における独占代理店に任命している。上記業者は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社が指定する、大阪府内における救急市場の唯一の販売代理店であり、メーカーにより品質・安全性が保証された純正部品の入手や、点検・整備技術の提供並びに指導をメーカーから受けており、当該メインストレッチャーの安全かつ確実な点検・整備が可能な唯一の業者である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課(機械器具開発) (電話番号 06-4393-6191)

3

随意契約理由書

1 案件名称

分光光度計 ほか2点 修繕

2 契約の相手方

(株) 島津アクセス

3 随意契約理由

本契約における分光光度計、全有機炭素計及びシアン用ポストカラム-イオンクロマトグラフ分析計（(株) 島津製作所製）は、水道水質検査等に使う極めて高い精度が要求される装置であり、本装置専用に成型及び加工され、一般に販売されていない精密部品並びに本装置特有の技術仕様に基づいて製造されたものです。

本契約における修繕作業は、これらの装置の性能保証を確保する必要があり、一般に販売されていない専用の精密部品の調達及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠です。

上記業者は、(株) 島津製作所から保守点検・修繕業務を移管され、本業務を履行するうえで必要な技術や知識を有する唯一の業者であり、他の業者では契約の目的を達することができません。

よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部水質試験所豊野分室（電話番号 072-825-4710）

4

随意契約理由書

1 案件名称

食道閉鎖式エアウェイ（LTS） 買入

2 契約の相手方

(株)アダチ

3 随意契約理由

食道閉鎖式エアウェイ（LTS）は、心肺停止傷病者に対して救急救命士が医師の指示により実施する特定行為（器具による気道確保）に使用する救命資器材であり、類似製品と以下5点について比較検討した。

- ・ 挿入が容易で他の機器と接続でき、固定性があること。
- ・ 気密性があること
- ・ ハンドフリー状態で活動ができること
- ・ 食道疾患傷病者への使用が可能であること
- ・ カフの注入操作が1回の操作でできること

上記すべてを満たすものはスミスメディカル・ジャパン株式会社製のラリングルチューブサクションLTSのみであり、傷病者の救命に最も効果的であると考えられるため、本製品を選定する。

また、(株)アダチはスミスメディカル・ジャパン株式会社を取り扱う全製品の唯一の販売代理店である。

よって上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急） （電話番号 06-4393-6628）

5

随意契約理由書

1 案件名称

心電図モニター用バッテリーほか1点 買入

2 特名事業者

株式会社アダチ

3 随意契約理由

心電図モニターは、心電図や脈拍数、血圧、血中酸素飽和度などを測定し、傷病者の状態を適切に把握するために必要な医療機器であり、バッテリーはその電源である。

また、自動体外式除細動器は心停止した傷病者の心電図を正確に解析し、必要に応じて除細動を行うことで致死的不整脈を改善させる高度救急救命処置用資器材であり、バッテリーはその電源である。

当該製品は(株)フィリップスエレクトロニクスジャパン製であるが、販売元のレールダルメディカルジャパン(株)が日本国内の消防機関における唯一の医療機器販売代理店である。

また、上記業者はレールダルメディカルジャパン(株)が取り扱う製品の大阪府下における唯一の販売代理店である。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局救急部救急課（救急）

6-1

随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（港湾局）第2四半期買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、渡船を2隻（12.00t・19.54t）ならびに、巡視船を1隻（10.00t）保有しています。

渡船は、木津川の大正区船町地区と住之江区平林地区を結び人と自転車を運ぶものとして運航しており、給油頻度は月に2回程度です。

巡視船は、大阪港を利用する船舶が港内を安全に航行し、係留できるよう、港を常に良好な状態に維持することを目的としており、港内の上屋・荷さばき地・水域施設・係留施設・外郭施設の状態監視等を行うために運行しており給油頻度は月に5～6回程度です。

渡船及び巡視船ともに、日々稼働しており、渡船は入出港する時刻の合間に、巡視船は巡視業務時間の合間に適宜給油を行う必要があります。

各船への給油方法は、次の5つの方法が考えられます。

- ① 船舶給油施設へ操船して直接給油する
- ② 給油船（バージ船）による定けい場での給油
- ③ タンクローリ車による陸上からの給油
- ④ ドラム缶で購入・給油
- ⑤ 鶴町基地での給油

②及び③の給油方法については、給油時間の事前調整が必要であることや、1回の給油量が少なく、給油回数が頻繁であることから給油業者の確保が困難な状態です。また、渡船については、定けい場が自動車等の通行できる道路と離れているため③の給油方法是对応できません。

④の給油方法については、本件船舶の各定けい場にオイルフェンス等の設備がなく、また、危険物取扱者がいないため給油できません。残る⑤の給油方法については、当局の他担当が所有している給油タンクまで向かい給油する方法であるが、本件船舶の各定けい場から、鶴町基地まで給油に向かうのに時間がかかること及び、当該給油タンク取扱担当との給油時間等の調整が発生し効率的ではありません。

以上の理由により、本件船舶の給油方法については、①の方法により行うこととしますが、各定けい場に近接し、渡船については入出港する時刻の合間に、巡視船については巡視業務時間の合間に適宜給油を行うことが可能な船舶給油施設を所有する業者は、港石油株のみであります。

よって、港石油株と特名随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

港湾局総務部経営監理担当（調達）

電話番号 06-6615-7716

6-2

随意契約理由書

1 案件名称

免税軽油（消防局船舶）第2四半期 買入（単価契約）

2 契約の相手方

港石油株式会社

3 随意契約理由

当局では、消防救助艇「ゆめしま」（3.1トン）を保有し、大阪市全域の水難救助事案に出場し災害対応している。

消防救助艇の災害出場に対応するため消防救助艇の燃料を常時満タン状態にしておく必要がある。

そのため、迅速な災害対応に支障とならない燃料補給の方法としては、次の方法が考えられる。

① 船舶給油施設へ操船して直接給油する。

② 給油船（バージ船）による給油

③ 給油タンク車からの直接給油

④ 水上消防署での給油

①の場合は、時間的制約や設備上の問題が無く利便性が高い。

②、③の給油は、事前に給油時間を指定しなければならず、また、指定した時間に災害出場しておれば給油することができないことから、消防救助艇の給油に迅速に対応するのは不可能である。

④の場合は、消防艇専用の給油施設であり、消防救助艇が給油を行うことができない。

以上の理由により、当局が保有する消防救助艇「ゆめしま」への燃料補給は①の方法しかない。また、緊急な給油を必要とする場合、繫留場所に近接しており、迅速に対応し短時間で給油できる船舶給油施設を所有する業者は、港石油株式会社のみである。

よって、上記業者を指定するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局総務部施設課（電話番号 06-4393-6146）

7

随意契約理由書

1 案件名称

はしご車伸縮装置等分解整備

2 契約の相手方

(株)モリタテクノス 西日本営業部

3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的として道路運送車両法及び消防関係法令に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は(株)モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記(株)モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は(株)モリタテクノス以外では履行不可能である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発）（電話番号 06-4393-6191）